

## 特定水産動植物の採捕について（試験研究・教育実習を目的とする場合）

### 1 特定水産動植物について

漁業法第 132 条第 1 項で採捕してはならないことが規定されている特定水産動植物はあわび、なまこ、13 センチメートル以下のうなぎ稚魚※ です。

※ あわび、なまこは令和 2 年 12 月 1 日から適用。うなぎ稚魚は令和 5 年 12 月 1 日から適用。

### 2 許可の申請手続

(1) 静岡県内における公共の用に供する水面において試験研究又は教育実習を目的として特定水産動植物の採捕許可を受けようとする場合は、特定水産動植物採捕許可申請書（以下単に「申請書」という。）を知事に提出してください。

(2) 船舶を使用する場合には、船舶ごとに申請書を提出してください。申請書には、次のアからクまでに掲げる事項を記載してください。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 採捕の目的

ウ 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量

エ 採捕の区域及び期間並びに使用する漁具の種類、規模及び数

オ 使用する船舶の名称、漁船登録番号（又は船舶番号）及び総トン数

カ 採捕の責任者

キ 採捕に従事する者の氏名及び住所

ク その他知事が必要と認める事項（水産資源課に確認してください）

(3) 申請書には、次のアからウまでに掲げる書類を添付してください。

ア 試験研究又は教育実習に係る計画書

イ 宣誓書

ウ その他許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類（例：試験研究であることを確認するための公的な試験研究機関からの意見書、教育実習であることを確認するための教育機関からの意見書、試験研究又は教育実習の実績がある場合にはその概要及び結果。採捕に従事する者の氏名、住所、年齢が分かる証明書の写し。県外漁船を使用する場合には漁船原簿謄本。漁船以外の船舶を使用する場合には船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）に基づく船舶検査証書の写し。また、申請者以外の者が所有する船舶を使用する場合には船舶使用承諾書と船舶所有者の印鑑証明書（船舶使用承諾書に押印した印鑑のもの）等。）

※ウは水産資源課に確認してください

### 3 審査後の許可又は不許可の決定

知事は、申請書の記載事項又は添付書類について審査するとともに、必要に応じて実

態を調査し、その申請が適切かつ妥当なものであるかどうか判断します。

許可する場合は、許可の有効期間は1年以内の適切な期間とします。また、特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響を軽減するため必要があると認めるときは、その許可に条件を付けることがあります。

許可をしたときは、特定水産動植物採捕許可証を申請者に交付します。また、採捕に従事する者ごとに特定水産動植物採捕許可証（従事者用）を交付するなどして採捕に従事する者を明らかにし、取締りの実効性を確保します。なお、特定水産動植物採捕許可証（従事者用）は、特定水産動植物を目的とした採捕ではないことが明らかな場合には交付しません。

不許可とする場合は、特定水産動植物採捕不許可通知書によりその旨を具体的な理由を付して申請者に通知します。

#### 4 許可後の対応

##### (1) 許可証の携帯義務

ア 採捕に当たっては、許可を受けた者及び採捕に従事する者は許可証を携帯するとともに、それぞれが腕章又はこれに代わるものを必ず着用すること。

イ 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は許可証を滅失したときは、速やかに特定水産動植物採捕許可証再交付申請書を提出すること。なお、再交付に係る手続中に許可証がないまま特定水産動植物を採捕することは、許可証の携帯義務違反となり、許可の取消事由に該当することとなります。採捕許可が取り消されると特定水産動植物の採捕は出来ません。

##### (2) 許可に係る採捕の結果の報告

許可を受けた者は、許可の有効期間が満了したときは、その日から起算して30日を経過する日までに、静岡県知事に対して、特定水産動植物採捕結果報告書を提出してください。報告書には、採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を添付してください。

##### (3) 許可の取消し

静岡県知事は、許可を受けた者が次のアに掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すこととし、イに掲げる場合に該当することとなったときには当該許可を取り消すことがあります。

ア 宣誓書に記載された、いずれかの事柄を満たさなくなった場合

イ 漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合において、当該特定水産動植物の生育又は漁業活動への影響を軽減するために必要があると認められる場合

#### 5 許可証の記載内容の変更

許可証の記載内容に変更が生じた場合には、原則として、静岡県知事に対して、許可証を返納するとともに、再度許可を受けること。

(申請書)

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所  
名称及び代表者名

代表者の印

### 特定水産動植物採捕許可申請書

特定水産動植物採捕許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1. 採捕の目的

--

##### 2. 採捕しようとする特定水産動植物

種 類	数 量

##### 3. 採捕の区域及び期間

区 域	期 間
	年 月 日から 年 月 日まで

##### 4. 使用する漁具

種 類	規 模	数



宣誓書

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所

名称及び代表者名

代表者の印

- 1 私は、次の(1)から(4)までのいずれにも該当しないことを宣誓します。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
  - (2) 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等に該当する者があるもの
  - (3) 暴力団員等によってその事業活動が支配されている者
  - (4) 申請者が法人の場合にあっては、その役員の中に暴力団員等によってその事業活動が支配されている者に該当する者があるもの
  
- 2 また、採捕に従事する者(採捕の責任者を含む。)の中に、暴力団員等に該当する者又は暴力団員等によってその事業活動が支配されている者がいないことを宣誓します。

(再交付申請書)

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所  
名称及び代表者名

代表者の印

### 特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

次の特定水産動植物採捕許可証を亡失（又は特定水産動植物採捕許可証が滅失）したので、再交付されたく申請します。

#### 記

- 1 許可番号
- 2 再交付の理由

(結果報告書)

年 月 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所  
名称及び代表者名

代表者の印

### 特定水産動植物採捕結果報告書

特定水産動植物採捕許可に係る採捕の結果について、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 特定水産動植物の種類
- 2 採捕の期間
- 3 採捕の方法及び採捕に従事した者
- 4 採捕した数量
- 5 その他

※ 採捕の目的や当該結果報告書の記載内容と実際の採捕の内容とが合致していることが分かる書類等を適宜添付すること。